



業防マニュアルの充実と 若手の意見の反映!

弁護士業務妨害対策委員会を中心に、当会弁護士業務妨害対策マニュアルの改訂作業に着手している。坂本弁護士一家殺害事件から34年経つが、弁護士に対する業務妨害への対策の重要性は少しも減少していない上、弁護士業務の多様化に対応して業務妨害の有様も変容してきている。SNS等のネットメディアを通じた業務妨害への対策のほか、男女共同参画推進本部と連携し女性弁護士に対する業務妨害対策についても検討しており、充実したものにす予定である!

また、本年も理事者とながわ若手弁護士の会との懇談会が行われ、法テラスの報酬基準が低額であることを問題視しているといった切実な意見のほか、会員サイトが使いづらい、常議員会の重要性が若手会員に周知されていないといった意見等、重要な意見が多く出された。これら若手の意見について真摯に検討しているところである!

(副会長 田中 恒司)



再審法を改正したーい!

袴田事件の再審開始決定がされたことは記憶に新しいところである。日弁連は、証拠開示の規定の創設と、検察官による不服申立ての制限を骨子とした再審法改正運動に取り組んでいる。冤罪防止は、弁護士の使命であり、当会も同様の取り組みをしている。

5月12日には、国会議員会館にて神奈川県選出の国会議員に対し、再審法改正の要請をし、多くの議員の方々から賛同のメッセージを頂いた。立法化のためには、地方を含めた国民的ムーブメントが必要である!

そこで、県及び県内自治体の議会で再審法改正の意見書の採択を目指す!

また、各自治体首長から賛同のメッセージを頂くべく、自治体訪問をする予定である!

(副会長 伊藤 武洋)

法曹を目指す人を増やしたーい!

皆さん、以前と比べて、弁護士を採用しにくくなっていませんか?

実は当会でも登録変更は別として、新規登録弁護士の一斉登録は減少傾向にある。

昨年3月、日弁連は「法曹人口政策に関する当面の対処方針」として司法試験合格者は1500人程度から減員をする状況にはなく、むしろ、法曹の質の維持・向上に務めるべきであると提言した。これにより、法曹人口として何人が適正かという議論には終止符が打たれ、今はいかに優れた人材を法曹界に呼び込むかという点にフェーズが移っている。これは、「法曹志願者増に向けた取組み」と名付けられ、法務省、最高裁、検察庁といった法曹関係者の共通の課題になっている。

次の世代を担う弁護士の育成は、弁護士会の使命である。法曹養成委員会では、これから法曹を目指してもらう若者に向けて、弁護士活動の多様性をアピールすべく「神奈川県弁護士会8人のチャレンジ!」というパンフレットを作成している。来たれ若人、神奈川県弁護士会へ!

(副会長 常磐 重雄)



副会長の皆さん報告よろしく!

本年度も半年が過ぎようとしている(執筆時)。年度初めに、私は、「弁護士は社会のために。弁護士会は会員と社会のために。」とのスローガンを掲げ、人々が安らかに生活するための社会基盤(インフラ)として活躍すべき主役は、弁護士会ではなくプロフェッションである個々の弁護士であることを強調し、弁護士会は、弁護士が各々の又は組織的な活動を通じて誇りを持って元気に責任を果たしていけるように、弁護士を大いに支えることをお約束した。これまで、頼りになる副会長らと一緒に、いろいろなことを模索してきたが、これからの半年間が勝負だ(執筆時)。それぞれの副会長から、今年度執行部の施策の一端を紹介させていただく。(会長 島崎 友樹)

2023年度執行部

「弁護士を支える」 「施策の一端の」

ご紹介!

市民向け・会員向けwebサイトを もっと見やすくしたーい!

本年度は、IT関係の見直しにも力を入れている。具体的には、当会事務局が利用している基幹業務システムの刷新検討や、会員サイトでの委員会出欠確認システムの構築、市民向け会員向けページの整理の検討などである。基幹業務システムは平成18年導入とかなり古く、事務局による手入力が必要なものも多いなど、効率化の観点で刷新は急務である。もっとも、システム刷新は大がかりなものであり、他会の状況も参考にしつつ事務局とともに慎重に検討している。委員会出欠確認システムは、webでの委員会開催が増えてきたことへの対応として進めている。当会のウェブサイトは、市民向け会員向けのいずれも継ぎ足しの連続で複雑化しているため、シンプルに分かりやすく整理をしたいと思っている。

(副会長 橋本 訓幸)

公益活動・委員会活動等負担金会費を 各委員会のために使いたーい!

当会では、会員間の会務負担の公平化の観点から、公益活動・委員会活動をポイント化しており、年間12ポイントに達しなかったときは、当該会員に対しその不足の程度に応じた公益活動・委員会活動等負担金(分担金)の納付を求めている。本年度、公益活動・委員会活動等推進委員会において、会員間の負担の公平化という趣旨にのっとった負担金会費収入の使途を検討している。

例えば、負担金会費収入を財源とした委員会旅費の支給の上限額の増額、各委員会に一律10万円の活動費の支給などを検討している。その他アイデアがありましたら、是非執行部(熊澤)までご意見をお寄せください!

(副会長 熊澤 美香)

神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

2023年度第2回関弁連地区別懇談会

日時: 2024年1月23日(火) 13:00~17:00(懇談会)
会場: 横浜ロイヤルパークホテル 17:30~(懇親会)
※開催方法は現地開催のみ、人数制限なしの予定



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

最近路上で見つけた自動販売機が気になっている。売られているのは昆虫食である▼幼い頃から昆虫は大の苦手、今でも見ることもすら苦痛である。食べるなんて考えただけでもぞっとする▼しかしながら昆虫食は将来予想される食糧危機を救う救世主らしい。昆虫は、高タンパク低カロリーヘルシー食で、牛や豚と比較して、飼育の際、広大な土地も施設も不要、水や飼料も少なく済み、しかも温室効果ガスの排出量も少ないなど環境に優しい。まさにSDGsにかなうものと評価されているようだ▼確かに、近年、世界的規模の食糧不足が懸念されていることは事実だ。食肉不足を補うべく代替肉や培養肉といった話題も耳にするようになった。食用として特に注目される昆虫は、味や香りの良さからコオロギだとか。見た目のインパクトから敬遠されないよう、粉末に加工して普通のお菓子に見える食品も既に販売されているらしい。ただ「コオロギ特有の」香りやほのかな苦みが感じられるとのことである▼とはいえ、どのような形状だろうとも、たとえば他に食べられるタンパク質がなくなつたとしても、やはり私には無理そうだ。皆様はいかがでしょうか。

(土居 久子)

司法から見た神奈川の150年 第26回

非常時の中の陪審裁判

「非常時」という言葉が広まった1933年(昭和8年)3月10日、横浜地方裁判所では、殺人未遂被告陪審裁判の判決言渡しが行われた。横浜市中区新川町のミシン裁縫業の被告人(当時42歳)が妻(当時32歳)を、殺意をもって新割り用のなたで切りつけ、全治2週間の傷を負わせたという事件である。

事件の2年前より、ペンキ職人(当時32歳)が同居して以来、妻とペンキ職人の間が怪しくなり、家庭に風波が絶えなかった折、1932年(昭和7年)9月28日夜、被告人が妻と職人が同衾しているのを発見して乱闘

となり、被告人が職人から乱暴されることがあり、10月6日午前2時頃、被告人は、殺意を生じ、2畳間に寝ていた妻に新割り用のなたで切りつけ、全治2週間の傷を負わせたというのが検察官の論告である。この事件の弁護士三浦寅之助は、被告人共々殺意を争った。

同年3月10日の東京朝日新聞神奈川付録は、トップ記事として「けふで、陸軍記念日―早晩、県下一斉に国難打開の祈願祭―皇軍兵士の労苦をしのぶ―意義深き催し物―」の見出しを掲げて大きな記事を書くが、3月9日に開かれた1回目の「殺人未遂の陪審公判」につ

いても「亭主をにらめつけて太ましい供述ぶり」と見出しを付けて詳しく書いている。「傍聴席には日本橋のねえさん連の顔も混じりほば満員。松坂検事正も午後から熱心に傍聴する姿が人目を引いた」。

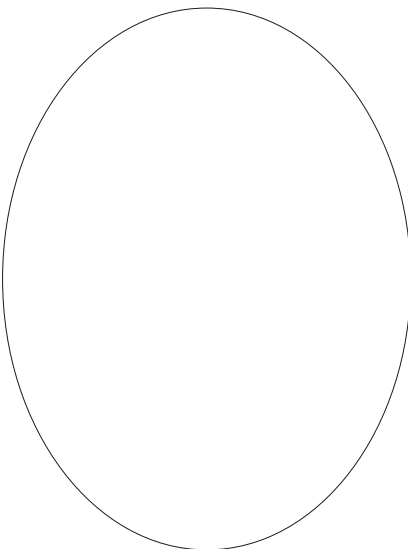
被告人は、「かく(妻)の不品行を反省させるため、なたの峰で打ちのめしたが、血が流れ散ったのでんだことをしでかした、この上は世間に顔向けができないからいっそ死んでしまおうと投身したが海が浅くて助かりました」と事情を述べ、予審廷の取調べでなぜ殺意を認めたのかと突っ込まれて「唯頭がぼんやり

していたので何でもハイハイと答えたのみです」と否認を続けた。証人調べに入り、末の子(3歳)を背負った妻が証人に立ち、ペンキ職人との関係を全部認め、夫に働きのないこと等を勝気な様子で被告人に不利な証言をした。次いでペンキ職人等の証人調べがあった。

3月11日の横浜貿易新報は、3月10日午前10時から始まった2回目の公判を詳しく伝えた。警察官他3名の証人尋問があり、坂巻検事の論告と三浦弁護士の見解があり、佐藤裁判長が、説示の後、陪審員に対し問書を手交した。陪審員は、別室で評議の結果、殺人未遂な

創立150年会史編纂特別委員会 副委員長 間部 俊明

ADR? ADR法の改正!!



4月21日、仲裁法や裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(ADR法)等の一部を改正する法律が成立した(同月28日に公布)。改正に至った経緯等については、法務省HPなどでご確認ください。

今回の改正で大きく注目されるのは、ADR法に定める認証紛争解決手続において成立した和解で、当該和解に基づいて民事執行をすることができるとの旨の合意がされたもの(Ⅱ特定和解)については、裁判所の執行決定を得た上で、強制執行することができるようになる

という点である(ただし、一部の紛争類型に関しては適用が除外される)。改正前は、ADR法に基づき法務大臣の認証を受けた民間の紛争解決機関であっても、その和解に強制力は認められていなかった。そのため、裁判所の民事調停に比べて、和解内容の実効性に疑問を持つ方もいたと思われる。

あつせん人としては、成立した和解内容の不履行が生じないよう、和解成立時に金銭授受を行うなど工夫をしていたが、今後は一定の条件の下、その手の心配をする必要がなくなることになる。

強制執行を行うに当たっては裁判所の関与を要するものの、一定の民間紛争解決機関における和解に強制力が認められるようになることには大きな意義があるといえる。

リモートADRを始め、紛争解決を目指す当事者のニーズに沿った紛争解決手段を更に提供していきたいと思うので、是非当センターの利用を検討されたい。

(紛争解決センター運営委員会 委員長 廣瀬 和之)

『戦争ではなく

平和の準備を』

9月15日当会会館にて、沖縄県平和委員会事務局長の久保康裕氏による報告「南西諸島の自衛隊増強と米軍との一体化の実態について」、学習院大学の青井未帆教授による講演「戦争ではなく平和の準備を」が開催された。今回の講演会は、本年7月の長谷部恭男早稲田大学教授の講演の続編として企画された。一部になるが、概要をレポートする。

大久保氏は、直近の日米軍事一体化の拠り所は「中国による現状変更、海洋進出」であり、米国の基本姿勢は「中国領域に踏み込まずに沿岸で封じ込めつつ、同盟国に戦力を肩代わりさせ、米本土は無傷にする」というもの」と述べた。その上で、南西諸島における自衛隊と米軍の一体化の現状、

米軍が監視能力を支配しているため「統合防空ミサイル防衛」で日本は独自の指揮が執れないとの問題、繰り返しされる自衛隊機による米爆撃機の護衛訓練の状況などを報告した。

青井教授は、「政府は『憲法論はもはや解決済み』との姿勢である」旨を指摘し、「今後は、安保3文書の『戦略』の執行段階となるので、憲法論が消え、文化のレベルで変化が起きる」と警鐘を鳴らした。

教授は、「安保3文書は『国益を、軍事力を背景に確保する』ことを前面に出しており、これまでは考えられなかった変化を起こしているが、この変化は、政府の憲法解釈論が妥当性を確保し得ていない以上、内閣の総合的判断でなされたものである」と述べた。その上で、我が国の法制度は、憲法9条があるにもかかわらず米国防で判断されるようなものになっているとの問題意識を訴えた。

最後に教授は、「戦争は絶対に起こしてはならず、もし市民の中に憲法を喰うような空気ができているとすれば、憲法や立憲主義にとつて最大の危機である」と強く警鐘を鳴らした。

今後は憲法論が消え、『憲法を喰う空気が』が流れることが予想される。だからこそ、独立を旨として人権擁護と社会正義実現を掲げる弁護士、弁護士会の役割は一層重要性を増していくものと考ええる。

(会員 中尾 繁行)

憲法問題シンポジウム

「本当のことを知りたい」という妻の訴えを受けて 111号事件の調査

(後編)

会員 間部 俊明

本田始の111号事件について、私たちは、国会図書館にあるHajime HondaのReview(再審査)を取り寄せて読んでいます。再審査は、米第8軍法務部の審査官が、法廷で言い渡された刑の相当性を審査する手続である。作成日は1948年2月19日。判決言渡は前年の5月14日だから、判決から9か月あまり後に作成された文書である。個人データには「31歳ある(大須賀・M・ウィ

た。結果として、法廷で言い渡された絞首刑が確定し、4か月あまり後に執行された。本田の刑死を回避できなかったのか。BC級戦犯横浜裁判では123人の絞首刑が言い渡されたが、72人が減刑され、執行されたのは51人であった(「法廷の星条旗」(日本評論社)21~22頁)。現場となった福岡俘虜収容所第一(箱崎)分所関係では所長以下4人が起訴されたが、絞首刑を言い渡されたのは本田だけである。本田は、中国での戦闘で右腕に重傷を負い、熊本の陸軍病院に瀕死で運び込まれ、重い後遺症が残っていて、2度目の召集令状が来ても身体検査ではねられたほどだった。その病院の看護婦をしていたタネは、法廷で

証言しようと熊本から列車を乗り継ぎ、横浜の裁判所に行ったところが、公判は前日に終わり、夫は絞首刑を言い渡されていた。小林弘忠著「私の戦後が終わらない―遺されたB級戦犯妻の記録」(紀伊國屋書店)101頁は、「15日開廷と知らせたが委員の一人がその日出席できなくなり、変更された」と書くが、今では信じられない話である。「裁判長に会わせて!」とタネは叫んだという。

「常議員のすすめ」

会員 楠田 真司 (70期)

私は、当会への入会時より、当会執行部に漠然とした憧れを抱いておりました。

そのような私が、弁護士登録6年目に於いて初めて、常議員に就任しましたので、若輩者の観点から、若手の会員に向けて、常議員会についてお話しします。

そもそも、若手にとって弁護士会とは、委員会や法律相談の斡旋程度しか

か接点がなく、実際にどのような活動をしているのか把握されている方は多くはないと思います。

しかし、常議員会では会長声明や日弁連意見照会への答申等とした憧れを抱いておりました。

そのように私が、弁護士登録6年目に於いて初めて、常議員に就任しましたので、若輩者の観点から、若手の会員に向けて、常議員会についてお話しします。

そもそも、若手にとって弁護士会とは、委員会や法律相談の斡旋程度しか

か接点がなく、実際にどのような活動をしているのか把握されている方は多くはないと思います。

しかし、常議員会では会長声明や日弁連意見照会への答申等とした憧れを抱いておりました。

そのように私が、弁護士登録6年目に於いて初めて、常議員に就任しましたので、若輩者の観点から、若手の会員に向けて、常議員会についてお話しします。

そもそも、若手にとって弁護士会とは、委員会や法律相談の斡旋程度しか

か接点がなく、実際にどのような活動をしているのか把握されている方は多くはないと思います。

しかし、常議員会では会長声明や日弁連意見照会への答申等とした憧れを抱いておりました。

ゴルフはあくまでもおまけです

理事者室 だより

副会長 常磐 重雄

会が主催会なので、その準備に追われている。唯一の息抜きは、大会研修会系に伴って行われるゴルフコンペである(上の括弧内が開催コース)。

私は「外交担当だから!」と称して積極的に参加している(費用は個人負担です...)。写真は、長野CCでのラウンド時の写真である。コース内にリンゴがなっており、ラウンド中にもいで食べるとこのプティベントがあり驚いた。

さて、当会は来年8月に夏期研修会を担当する予定である。会員の協力なくして大きなイベントは開催できないので、何とぞご協力をお願いします!

筆頭副会長は、他の弁護士会との外交窓口業務も担っている。今回は、執行部として参加する必要がある年間行事を紹介したい。

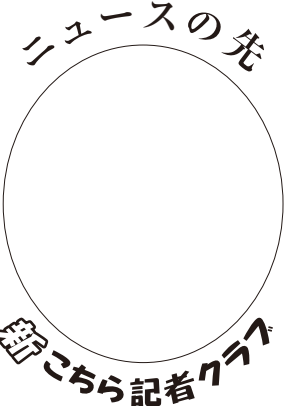
6月 十国会 定時懇談会 新潟
日弁連 通常総会 大阪
9月 関弁連 定期大会

7月 関弁連 地区別懇談会 静岡
民事介入暴力対策 富山大会(太閤山CC)
8月 十国会 正副委員長会議及び夏期研修会 千葉(袖ヶ浦CC)
9月 関弁連 定期大会

10月 埼玉(霞ヶ関CC) 人権擁護大会 長野(長野CC)
11月 民事介入暴力対策 山梨大会(富士桜CC)
12月 日弁連 臨時総会 東京予定
1月 関弁連 地区別懇談会 神奈川
3月 十国会 正副委員長会議 神奈川
五会 交流会 川越支部

懇談会系については、各単位会から出た議題に対して事前に各単位会から回答書を提出し、それを当口資料として重要な問題について口頭協議を行う。そのため、事前の準備が相当大変である。大会・研修会系については、各単位会が実行委員会などを立ち上げて、内容の精査から、会場設営等までを担っている。来年の1月と3月は、当

「取り返しのつかないことをしてしまった。でも、今思い返してもそうするしか無かったんです。」
90歳を超えた母親を殺害した息子が裁判所で語った言葉、私が報道に携わるようになって初めて傍聴した裁判で耳にした言葉だ。「50-80問題」、「老々介護」などと呼ばれ、解決が難しい社会問題の一つだが、苦勞の末に重大犯罪の結果を招くケースがいくつもある。神奈川県内でも、高齢の妻を殺害した夫の裁判が今年行われ、記事を書くために傍聴した。「老々介護問題の解決が必要」という言葉をテレビ・新聞は何年も使ってきたが、別の事件が発生するとニュ



されてきた構図を変えるには何が必要なのか考えてきた。そこで偶然目にしたのが、海外の裁判のニュースだ。有名俳優の離

婚に関わる訴訟で、銀幕の中で輝きを見せる彼が、元妻との関係について生々しい発言をしていて、思わず見入ってしまった。私は、映像と音声の持つ力は文字に勝ると考え、テレビ報道に関わっている。同じ言葉でも、訴える人の表情、声色によって共感の幅が変わると思っている。冒頭で紹介した言葉もそうだ。淡々と話しているのか、涙ながらに話しているのかで、その人への印象は180度変わるだろう。もし裁判の撮影が可能になれば、事案の背景にある問題について考える機会が増えるのではないかと想像してしまう。(テレビ朝日報道局 小古山 拓矢)



表紙のデザインも多種多様な御朱印帳

私の赤い御朱印散出

会員 溝口 歩実

御朱印とは、元々は、寺院で写経を納めた際に発行される証明印である。現在では、参拝の記念として、寺院に限らず神社でも、気軽に入手できる。神社や神仏を表す赤字の印の上に、墨書きで寺社名、神仏名、日付などを梵字や漢字で記載した形式が一般的である。

私は、その赤と黒のコントラストと墨書きの線がかっこいい!と思ったのがきっかけで、大学生の頃から御朱印を集めている。

最近では、多色の絵入り、刺繍入り、切り絵製など、装飾性の高いものも多く、見ているだけで楽しい。

御朱印集めの良いところは、年齢を問わず、一人でも、家族や友達とも楽しめて、行く先も、ご近所さんから遠方の観光地まで、自由に選べる点だ。小さな神社でも意外と御朱印を発行しているの、私はよく、近所の小さな寺社を散歩の目的地にしている。

当初は、かっこいい字をコレクションしていくのが楽しかったが、日付と参拝先が一目で分かるので、思い出を振り返るアイテムとしても欠かせなくなっている。

大学時代、部活の遠征先で必勝祈願をした際にもらった御朱印を見れば、結局試合に負けて仲間と悔しがったことを思い出す。遠方への出張時に立ち寄ったお寺では、珍しいチベット語の御朱印に出会えて、ご縁に感謝した。このときは、あの人と一緒に参拝、参拝帰りに寄った店のパフェが美味しかった、満開の彼岸花の中を歩いた、急な雨で御朱印帳も濡れたなどなど。

現在、御朱印帳は6冊目。これからも、御朱印帳を片手に、色々な所に



情報セキュリティを考える

はじめましょう

その 41 ChatGPTと利用上の注意点

ChatGPTとは、OpenAIが開発したAI(人工知能)の一つで、チャットを送信すると、まるで人間が書くような自然な言葉でコミュニケーションがとれるチャットサービスです。

従来のチャットボットと比べ、より自然なコミュニケーションがとれることで話題となり、現在ではブラウザで使用するPC版やiPhone版のChatGPTアプリのほか、ChatGPT APIというChatGPTと他のソフトウェアやWebサービスをつなぐインターフェースの登場により、ChatGPTを利用した様々なアプリ等を見かけるようになりました。

弁護士は、職務上、情報漏洩には敏感であるべきですが、ChatGPTにおいても注意しなければなりません。

ChatGPTが自然なコミュニケーションを行うことができるの背景には、膨大なデータの学習がありますが、その学習には、利用者の入力したデータも使用される可能性があります(なお、開発者のOpenAIは、APIデータ使用ポリシーにて、APIを介して顧客から送信されたデータを使用してモデルをトレーニング又は改善することはないと言っています)。

よって、ChatGPTに、個人情報はもちろんのこと、その他案件の内容に関する事等、守秘義務を負うような秘匿性の高い情報の入力も行うべきではありません。

なお、ChatGPTによる情報の流出は、設定によっても防ぐことができます。具体的には、「Settings」から「Data controls」を開き、「Chat history & training」をオフにすることで、履歴とトレーニング(学習)機能を切ることができ、上記の危険を回避することができ、便利なサービスが次々と提供される昨今、その一方で生じ得るリスクについても危機意識を持つことが肝要であり、本記事が少しでもそのきっかけとなれば幸いです。

(会員 引田 大地)

150年会史をどう描くか

記者から見た

神奈川県弁護士会

8月23日、創立150周年会史編纂特別委員会の主催により、外部講師として神奈川県新聞社読者コミュニケーション局次長佐藤奇平氏を招いて、当会会館にて「150年会史をどう描くか」をテーマとする特別講演会が開催された。

佐藤氏は、報道部記者として社会情勢を探り上げる中、当会の活動も直視してきた方である。近年は当会市民会議委員副議長も務めており、当会と社会の橋渡し役としても活躍されている。

神奈川県新聞社は、2010年に創業120周年を迎え、県民読者に新聞人の遺伝子を伝えることを目的として、社史「4万号の遺伝子」を発刊した。当会150年会史の編纂にとっても大いに参考になるものである。

当日は、島崎友樹会長による開会挨拶後、間部俊明会員から、「横浜弁護士会史」編纂以降、平成の司法制度改革を軸として、直近43年間の時代区分が紹介された。

間部会員は、近年、社会の変化が大きく、2001年の司法制度改革審議会意見書当時とは明らかに異なっており、弁護士及び弁護士会が積極的な社会活動をする必要がある、司法制度改革を総括し、司法から見たわが国の課題について再考すべき時期にあると述べた。続いて佐藤氏から、弁護士及び弁護士会は、県民に寄り添い、その人権を守る存在であって、県民とは切っても切れない関係にあること、150年会史の読者として県民を想定してほしいとの意見が提示された。

その後、「新聞記事でたどる弁護士と弁護士会」と題し、記者として印象に残る数々の事件が新聞記事の抜粋とともに紹介された。

坂本弁護士一家殺害事件、川崎公害訴訟、横浜事件、米軍機墜落事故訴訟、厚木基地爆音訴訟、横浜教科書訴訟、民事介入暴力事件、消費者被害訴訟(ココ山岡事件)、オンブズマン活動、過労死問題、外国人問題、裁判員裁判制度初の死刑判決、当会活動として当番弁護士制度の創設、被害者支援、過疎地派遣等、盛り沢山の内容が当時のエピソードとともに語られた。

また、当会の課題として、会員数の増加に比し、県民への貢献度、潜在的ニーズに答えられているかとの鋭い問題提起も示された。

外部から見た当会の歴史・課題も認識でき、会史編纂にとつて有意義な講演であった。

(会員 愛地 紗佳)

編集後記

この度、記者からデスクに就任しました。予定していた記事がなくなり、紙面構成の大幅な変更を余儀なくされ、文字数の大幅な超過等、取り纏め作業に四苦八苦デスクの大変さが身に染みる次第です。

デスク 青山 良治
記者 田鍋 智之
土居 久子
中込 竜司
牧村 拓樹
小野 航平
大河内万紀子
岡田 忠智

講演する佐藤奇平氏